

島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後						改 正 前					
島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱						島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱					
1～2. 〔略〕						1～2. 〔略〕					
(交付の対象)						(交付の対象)					
3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。						3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。					
(1)～(9) 〔略〕						(1)～(9) 〔略〕					
(10) <u>解剖・</u> 死亡時画像診断 <u> </u> 等設備整備事業						(10) <u> </u> 死亡時画像診断 <u>システム</u> 等設備整備事業					
平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき、市町村等、厚生労働大臣が適当と認める者が行う <u>解剖・</u> 死亡時画像診断 <u> </u> 等設備整備事業						平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき、市町村等、厚生労働大臣が適当と認める者が行う <u> </u> 死亡時画像診断 <u>システム</u> 等設備整備事業					
(11) 〔略〕						(11) 〔略〕					
(交付額の算定方法)						(交付額の算定方法)					
4. 〔略〕						4. 〔略〕					
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
へき地診療所	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	へき地診療所	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地巡回診療車	巡回診療車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	へき地巡回診療車	巡回診療車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
回診療車(船)	巡回診療用雪上車	〔略〕	〔略〕		〔略〕	回診療車(船)	巡回診療用雪上車	〔略〕	〔略〕		〔略〕

		巡回診療船	〔略〕	〔略〕		〔略〕			巡回診療船	〔略〕	〔略〕		〔略〕
		歯科巡回診療車	1 台当たり 20,000 千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 (例) 歯科用ユニット、デジタル X 線装置、オートクレーブ、歯科用コンプレッサ、その他診療に必要な機械器具		〔略〕			歯科巡回診療車	1 台当たり 3,738 千円	次に掲げる機械器具を装備した歯科巡回診療用自動車購入費 卓上型ユニット、歯科診療台、歯科用コンプレッサ、キャビネット、煮沸消毒器、その他診療に必要な機器		〔略〕

過疎地域 等特定診 療所設備	医療機器整 備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	過疎地域 等特定診 療所設備	医療機器整 備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
遠隔医療 設備	遠隔医療設 備整備費	1 か所当た り、次に掲げ る額の合計額 とする。 1～2 〔略〕 <u>3 遠隔手術 指導</u> <u>5,580 千円</u> <u>4</u> オンライン 診療装置 <u>2,660 千円</u>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	遠隔医療 設備	遠隔医療設 備整備費	1 か所当た り、次に掲げ る額の合計額 とする。 1～2 〔略〕 <u>〔新設〕</u> <u>3</u> オンライン 診療装置 <u>8,250 千円</u>	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地医 療拠点病 院設備	医療機器整 備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	へき地医 療拠点病 院設備	医療機器整 備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	歯科医療機 器等整備費	〔略〕	〔略〕		〔略〕		歯科医療機 器等整備費	〔略〕	〔略〕		〔略〕
離島等患 者宿泊施 設設備	初度設備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	離島等患 者宿泊施 設設備	初度設備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地患 者輸送車 (艇)	患者輸送車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	へき地患 者輸送車 (艇)	患者輸送車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	患者輸送艇	〔略〕	〔略〕				患者輸送艇	〔略〕	〔略〕		

	患者輸送用 雪上車	〔略〕	〔略〕		
産科医療 機関設備	医療機器整 備	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
分娩取扱 施設設備	医療機器整 備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
<u>解剖・死</u> 亡時画像 診断 <u>等</u> 設 備	医療機器 <u>等</u> 整備費	1 か所当たり 1 〔略〕 2 解剖室 <u>等</u> 設備の場合 53,700 千円	死因究明の ための解剖 <u>や</u> 死亡時 画像診断、 <u>薬毒物検査</u> の実施に必 要な <u>設備及</u> <u>び</u> 医療機器 購入費（解 剖台、薬物 検査機器、 CT 、 MRI 等）	〔略〕	〔略〕
実践的手 術手技向 上研修実 施機関設 備	医療機器等 整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

	患者輸送用 雪上車	〔略〕	〔略〕		
産科医療 機関設備	医療機器整 備	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
分娩取扱 施設設備	医療機器整 備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
<u>死</u> 亡時画像 診断 <u>シス</u> <u>テム</u> 等設 備	医療機器 <u>等</u> 整備費	1 か所当たり 1 〔略〕 2 解剖室 <u>等</u> 設備の場合 53,700 千円	死因究明の ための解剖 <u>の実施に必</u> <u>要な設備お</u> <u>よび</u> 死亡時 画像診断 <u>又</u> <u>は死体解剖</u> の実施に必 要な <u>医療機器</u> 購入費（解 剖台、薬物 検査機器、 CT 、 MRI 等）	〔略〕	〔略〕
実践的手 術手技向 上研修実 施機関設 備	医療機器等 整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

5～6. [略]

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助事業者は、第2号様式による申請書を別途定める期日までに、県知事に提出して行うものとする。

(2) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

8～9. [略]

(実績報告)

10. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助事業者は、事業完了後1か月以内（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに第3号様式による報告書を県知事に提出して行わなければならない。

(2) 7に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

5～6. [略]

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、

第2号様式による申請書を別途定める期日までに、県知事に提出して行うものとする。

〔新設〕

8～9. [略]

(実績報告)

10. この補助金の事業実績報告は、

事業完了後1か月以内（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに第3号様式による報告書を県知事に提出して行わなければならない。

〔新設〕

第2号様式 別紙2～第3号様式〔略〕

第3号様式 別紙1

[illegible]

第3号様式 別紙2〔略〕

第3号様式 別紙1

[illegible]

第3号様式 別紙2〔略〕

第4号様式

第4号様式

番
年 月 日
号

島根県知事 様

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった 年度医療施設等設備
整備費補助金について、島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱6.(9)の規定
に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定
額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 確定時に減額した仕入に係る消費税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額(要県補助金返還相当額)

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

注 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

第4号様式

第4号様式

番
年 月 日
号

島根県知事 様

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった 年度医療施設等設備
整備費補助金について、島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱6.(9)の規定
に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定
額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額(要県補助金返還相当額)

金 円

注 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

第 5 号様式

第5号様式

番 年 月 号 日

〇〇市町村長 様

間接補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった 年度医療施設等設備整備費
補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 確定時に減額した仕入に係る消費税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

注 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

第 5 号様式

第5号様式

番 年 月 号 日

〇〇市町村長 様

間接補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった 年度医療施設等設備整備費
補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金 円

注 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。